

医療局臨時職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年 8月31日

岩手県医療局長 遠藤 達雄

医療局臨時職員就業規則の一部を改正する規程

医療局臨時職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第6号、第11号、第15号から第17号まで又は第24号に規定する特別休暇の例により無給休暇を与える。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合、<u>妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間においてもその指示された回数）について、それぞれ1日の範囲内で必要と認める期間</u></p> <p>(4) 妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合、<u>適宜休息し、又は補食するために必要な時間を超えない範囲内の期間</u></p> <p>(5) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度又は当該職員が通勤に自動車等を使用する場合の通勤経路の渋滞の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合、<u>勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内の期間</u></p> <p>(6) 臨時職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子、<u>兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</u></p> <p>4 [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第6号、第11号、第15号から第17号まで又は第24号に規定する特別休暇の例により無給休暇を与える。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合</p> <p>(4) 妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</p> <p>(5) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度又は当該職員が通勤に自動車等を使用する場合の通勤経路の渋滞の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</p> <p>(6) 臨時職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しよ}血幹細胞移植のための末梢^{しよ}血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢^{しよ}血幹細胞移植のため末梢^{しよ}血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成24年 8月31日から施行する。